公告

諸事項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第２０２９号
東京都板橋区大山西町64―４―101
債務者　佐藤　駿一
1　決定年月日時　平成30年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２０３８号
東京都板橋区高島平８丁目33―２―103
債務者　小田原芳春
1　決定年月日時　平成30年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２０４０号
東京都目黒区東山１丁目32―２―205
債務者　藤田　直久
1　決定年月日時　平成30年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２０４２号
東京都新宿区早稲田鶴巻町554―302
債務者　両角　美保（旧姓千葉・鈴木）
1　決定年月日時　平成30年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２０４４号
東京都江戸川区西瑞江３丁目27―１―302
債務者　倉持由美子
1　決定年月日時　平成30年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２０４５号
埼玉県日高市大字高萩588―５―202
債務者　早川　愛美
1　決定年月日時　平成30年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２０４９号
東京都調布市染地３丁目１―78　多摩川住宅ハ９―202
債務者　坪香　幸治
1　決定年月日時　平成30年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２０５０号
東京都葛飾区東金町５丁目35―８―102
債務者　板倉　　健
1　決定年月日時　平成30年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２０５６号
東京都北区滝野川２丁目54―16―202
債務者　加納　啓輔
1　決定年月日時　平成30年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２０５７号
東京都板橋区蓮沼町46―10
債務者　川島　新平
1　決定年月日時　平成30年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２０６０号
東京都葛飾区東新小岩６丁目９―14―102
債務者　山本多紀子
1　決定年月日時　平成30年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２０６５号
東京都葛飾区奥戸６丁目23―12―102
債務者　伊藤　愛子
1　決定年月日時　平成30年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２０６８号
神奈川県川崎市宮前区野川3558―７
債務者　下山トシ子
1　決定年月日時　平成30年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２０９９号
東京都渋谷区本町１丁目20―２―704
債務者　水野　秀樹
1　決定年月日時　平成30年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２１０４号
東京都葛飾区青戸４丁目３―18―202
債務者　奥山　晴男
1　決定年月日時　平成30年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部